

女性の活躍に関する情報公表について

① 採用した労働者に占める女性労働者の割合（令和4年度実績）

全労働者	65.2%
正規職員	64.2%
非正規職員	65.5%

② 男女別の育児休業取得率（令和5年3月31日現在）

	男性	女性
全労働者	30%	92%
正規職員	31%	96%
非正規職員	25%	71%

③ 男女の賃金の差異

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	78.3%
正規職員	64.8%
非正規職員	79.2%

対象期間：令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

賃金：退職手当、通勤手当、旅費を除く。

正規職員：法人固有職員、都派遣職員、非常勤スタッフ（無期転換した非常勤スタッフ）

非正規職員：任期付固有職員、シニアスタッフ、非常勤スタッフ（無期転換したスタッフを除く）、臨時スタッフ

補足情報：当法人の給与制度は、性別にかかわらず、同一の給料表及び給与制度が適用されるため、制度上、同一条件（同一職種、同一級・号給）の男女について賃金差異は生じませんが、職員全体及び各職種における職員の男女構成や継続勤続年数、勤務状況、諸手当（超過勤務手当等）の受給状況等により、実際の給与支給に影響が生じる場合があります。